

地球電磁気・地球惑星圏学会規約（抜粋）

第3章 役員

第8条 本学会に次の役員を置く。会長1名、副会長1名、評議員12名まで、運営委員16名、会計監査委員2名。ただし、同一人が2つ以上の役員を兼ねることはできない。

第9条 副会長、評議員、運営委員は内規に定めるところに従って正会員と学生会員の投票によって決める。ただし、会長の任期満了後、会長は無投票で次期評議員になり、副会長が次期会長に就任する。会計監査委員は、会長が指名する。

第10条 会長は本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐する。会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代行する。

第11条 評議員会は、会長、副会長、評議員で構成される。評議員は第20条に定める会務を行う。

第12条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員で構成される。運営委員は第21条に定める会務を行う。

第13条 役員の内規は2年とする。会長は重任することは出来ない。役員に欠員を生じた時は、内規で定める方法で補い、補欠役員の内規は前任者の残任期間とする。役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。

第14条 本会の事務を処理するため会員多数の研究機関には連絡員をおくことができる。連絡員は会員の中から会長が本人の承諾を得て委嘱する。

第4章 会議

第15条 会議を分けて総会、評議員会、および運営委員会とする。会長はこれらの会議を招集し、その議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは役員の中から議長を指名することができる。

第20条 評議員会は次の事項を担当する。1. 本学会賞の審査、他学会賞および奨励金などの受賞者の推薦。2. 重要案件に関する運営委員会への助言。なお、本学会賞審査については、その賞の性質上必要と認められる場合には、評議員会の議決を経て、運営委員会にその事項を付託することができる。

第21条 運営委員は次の会務を分担する。庶務、会計、学会誌の刊行、渉外、講演会、学会連合事務、国際学術交流等。

地球電磁気・地球惑星圏学会内規（抜粋）

第2条 役員の選挙は次の通りとする。

1. 副会長の選出は単記無記名投票で行う。ただし、最高得票者が2名以上ある場合には最年長者が副会長に就任する。
2. 評議員の選出は9名連記無記名投票を行い、得票数の順位に従って上位9名を当選者とする。なお得票同数者がある場合には年長者を当選者とする。評議員については、選挙で選ばれても辞退することができる。なお評議員経験者については、事前に辞退することを会長に申し出ることができる。その氏名は選挙に先立ち全会員に通知する。新会長は新旧評議員と協議の上、さらに2名まで選出することができる。
3. 運営委員については下記の様式に従い13名連記無記名投票を行い、合計得票数の順位に従って上位13名を選出する。得票数が同数の場合は年長者を上位とする。新会長は運営委員会の継続性ならびに運営委員所属機関等のバランスを考慮し、新副会長、新旧運営委員と協議の上、定数16名の残り3名を選出する。
主として地球惑星内部・固体物理学を研究する会員から3名
主として地球惑星大気圏・超高層物理学を研究する会員から2名
主として宇宙空間物理学を研究する会員から3名
全会員の中から5名
ただし同一人を評議員と運営委員に重複して記載してもさしつかえない。なお、3期連続運営委員経験者は次期の運営委員として選ばれても辞退することができ、通算5期経験者は再任を永久に辞退することができる。これらの氏名は選挙に先立ち全会員に通知する。
4. 正会員は2名以上の他の正会員により推薦された場合、運営委員に立候補することができる。また、運営委員会は運営委員候補者を推薦することができる。学会はこれらの運営委員候補者の氏名、勤務先、研究分野、推薦者名などを選挙広報に掲載し、投票に際しての参考資料とする。
5. 前項の選出において、もし同一人が2種以上の役員に当選した場合は、本人の意思によりその一つを選ばなければならない。
6. 前項のために定数に欠員が生じたときは、第3条に定めるところに従って欠員を補う。

第3条

1. 副会長が欠けたときは、次点者で補う。
2. 評議員が欠けたときは、次点者で補う。
3. 運営委員が欠けたときは、会長が副会長、運営委員と協議の上、委員を選出する。

第6条 会員の権利について

3. 正会員および学生会員は選挙権を有する。名誉会員および賛助会員は選挙権を有しない。
4. 正会員は被選挙権を有する。名誉会員、賛助会員、および学生会員は被選挙権を有しない。